

議案第 1 4 号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則の制定について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則を次のように定める。

平成 2 7 年 3 月 3 0 日提出

上尾市教育委員会教育長 岡野 栄 二

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

(上尾市教育委員会会議規則の一部改正)

第 1 条 上尾市教育委員会会議規則(昭和 6 0 年上尾市教育委員会規則第 2 号)の一部を次のように改正する。

「第 3 章 委員長等の選挙等(第 4 条・第 5 条)	
目次中 第 4 章 会議(第 6 条—第 1 8 条)	を 「第 3 章
第 5 章 補則(第 1 9 条)	第 4 章
	」

会議(第 4 条—第 1 5 条)
補則(第 1 6 条) に改める。

第 2 条第 2 項ただし書中「委員長」を「教育長」に改め、同条第 3 項を次のように改める。

3 臨時会は、法第 1 4 条第 2 項に規定する場合のほか、教育長が必要と認めたとときに招集する。

第 3 条中「委員長」を「教育長」に改める。

第 3 章を削る。

第 4 章中第 6 条を第 4 条とする。

第 7 条中「委員長」を「教育長」に改め、同条を第 5 条とする。

第 8 条第 2 項中「委員長」を「教育長」に改め、同条を第 6 条とし、第 9 条を第 7 条とする。

第 1 0 条中「委員長」を「教育長」に改め、同条を第 8 条とする。

第 1 1 条中「第 1 3 条第 6 項ただし書」を「第 1 4 条第 7 項ただし書」に、「委員長」を「教育長」に改め、同条を第 9 条とする。

第12条中「委員長」を「教育長」に改め、同条を第10条とし、第13条を第11条とする。

第14条第1項本文中「委員長」を「教育長」に改め、同項ただし書中「第13条第6項ただし書」を「第14条第7項ただし書」に改め、同条を第12条とする。

第15条中「、委員長の承認を得て」を削り、同条を第13条とする。

第16条第1項中ただし書を削り、同条を第14条とする。

第17条第1項第8号中「選挙のてんまつ及び当選者の氏名、」を削り、「委員長」を「教育長」に改め、同項第9号中「委員長」を「教育長」に改め、同条第2項中「委員長」を「教育長」に、「教育長の推薦する者を指名して」を「指名し」に改め、同条に次の1項を加える。

3 会議録は、公表する。

第17条を第15条とする。

第4章を第3章とする。

第5章中第18条を第16条とする。

第5章を第4章とする。

(上尾市教育委員会公印規則の一部改正)

第2条 上尾市教育委員会公印規則(昭和62年上尾市教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

別表の2職印の表埼玉県上尾市教育委員会委員長印の項及び埼玉県上尾市教育委員会委員長職務代理者印の項を削る。

(上尾市教育委員会事務局組織規則の一部改正)

第3条 上尾市教育委員会事務局組織規則(平成5年上尾市教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第18条第2項」を「第17条第2項」に改める。

(上尾市教育委員会傍聴人規則の一部改正)

第4条 上尾市教育委員会傍聴人規則(平成13年上尾市教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第14条第2項」を「第15条第2項」に改める。

第2条第3項、第3条第6号並びに第4条第4号及び第8号中「委員長」

を「教育長」に改める。

第5条中「第13条第6項ただし書」を「第14条第7項ただし書」に改める。

第6条（見出しを含む。）、第7条及び第8条中「委員長」を「教育長」に改める。

（上尾市教育委員会公告式規則の一部改正）

第5条 上尾市教育委員会公告式規則（平成20年上尾市教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第14条第2項」を「第15条第2項」に改める。

第2条第1項中「委員長」を「教育長」に改める。

第3条第1項中「委員長名」を「教育長名」に、「委員長印」を「教育長印」に改める。

（上尾市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部改正）

第6条 上尾市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則（平成22年上尾市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第26条第1項」を「第25条第1項」に改める。

第4条第1項中「第13条第2項ただし書」を「第14条第3項ただし書」に改める。

第5条中「教育委員会の会議の議決により決裁しなければならない」を「教育長は、教育委員会の会議にこれを報告し、その承認を得なければならない」に改める。

（上尾市立小・中学校使用教科用図書採択に関する規則の一部改正）

第7条 上尾市立小・中学校使用教科用図書採択に関する規則（平成26年上尾市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第23条第6号」を「第21条第6号」に改める。

（上尾市教育委員会教育長職務代理者指定規則の廃止）

第8条 上尾市教育委員会教育長職務代理者指定規則（平成5年上尾市教育委員会規則第4号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号。次項において「改正法」という。）の施行の日（平成27年4月1日）から施行する。

(経過措置)

- 2 改正法附則第2条第1項の場合においては、第1条の規定による改正後の上尾市教育委員会会議規則、第2条の規定による改正後の上尾市教育委員会公印規則、第3条の規定による改正後の上尾市教育委員会事務局組織規則、第4条の規定による改正後の上尾市教育委員会傍聴人規則、第5条の規定による改正後の上尾市教育委員会公告式規則、第6条の規定による改正後の上尾市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則及び第7条の規定による改正後の上尾市立小・中学校使用教科用図書の採択に関する規則の規定は適用せず、第1条の規定による改正前の上尾市教育委員会会議規則、第2条の規定による改正前の上尾市教育委員会公印規則、第3条の規定による改正前の上尾市教育委員会事務局組織規則、第4条の規定による改正前の上尾市教育委員会傍聴人規則、第5条の規定による改正前の上尾市教育委員会公告式規則、第6条の規定による改正前の上尾市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則及び第7条の規定による改正前の上尾市立小・中学校使用教科用図書の採択に関する規則並びに第8条の規定による廃止前の上尾市教育委員会教育長職務代理者指定規則の規定は、なおその効力を有する。

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により新たな教育委員会制度が開始されることから、関係する規則について改正する必要があるので、この案を提出する。